

第六次地域管理経営計画書
第二次変更計画

(中部山岳森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和4年3月

第二次変更 令和6年3月

林野庁中部森林管理局

I 変更事由

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき、以下の理由により変更する。

- ・ 国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）の一部改正により、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（令和 5 年 12 月策定）に定める特に効率的な施業を推進する森林について記述することとなったため。
- ・ 伐採総量について、森林の有する機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全の推進を図るため、伐採に関する事項を変更する。

II 変更事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

[略]

なお、水源涵養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用を図ることとし、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを、特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表する。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

①伐採総量

(単位：m³、ha)

区分	主伐	間伐	計	
計	132,495 《30,147》	159,865 (1,178)	292,360	変更後
	129,699 《27,351》	162,661 (1,182)	292,360	変更前

注 1：() は間伐面積である。

注 2：《 》 は臨時伐採量の数値（うち数）である。

注 3：臨時伐採とは、事業実行上の支障木等で、計画時点の個所付けはない。